

江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について

1 債権放棄について

江東区私債権の管理に関する条例（平成27年4月1日施行）第13条第1項第1号「債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき」、同項第3号「当該債権について消滅時効が完成したとき」に基づき、以下の債権を放棄した。

2 債権放棄額等について

債権の名称	債権の額	債権の件数	放棄決定日
女性福祉資金貸付金	159,300 円	2 件	令和8年3月31日